



鳥取県公報

平成 22 年 4 月 13 日 (火)
第 8 1 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による介護機関の変更の届出 (234) (福祉保健課) 2 |
| | 生活保護法による介護機関の指定 (235) (〃) 2 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (236・237) (農地・水保全課) 3 |
| | 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (238) (会計指導課) 3 |
| ◇ 雑 報 | 危険物取扱者試験の実施 (消防チーム) 3 |

告 示

鳥取県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称及び所在地並びに事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 変更年月日 |
|----------|--------------|-------------|--------------|------------|
| 株式会社和みの郷 | 鳥取市国府町宮下1040 | 在宅支援はうす和みの郷 | 鳥取市国府町宮下1040 | 平成19年10月2日 |

鳥取県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------|------------------|------------------|---------------|-----------|-----------|
| 医療法人誠医会 | 東伯郡北栄町瀬戸53-2 | セラトピア通所介護事業所 | 東伯郡北栄町瀬戸45-2 | 通所介護 | 平成22年1月1日 |
| 医療法人元町病院 | 境港市上道町1959-1 | 花の里 | 境港市上道町1959-1 | 短期入所生活介護 | 平成22年2月1日 |
| 株式会社ノーブルライフ | 西伯郡大山町赤松2458-107 | デイサービスセンターあかまつ米子 | 米子市東福原8-21-24 | 通所介護 | 平成22年3月8日 |
| 有限会社ピースフルケア | 大阪府寝屋川市木田町12-2 | ピースフルケア倉吉 | 倉吉市見日町600 | 訪問介護 | 平成22年4月1日 |

2 介護予防事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------|------------------|------------------|---------------|--------------|-----------|
| 医療法人元町病院 | 境港市上道町1959-1 | 花の里 | 境港市上道町1959-1 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成22年2月1日 |
| 株式会社和みの郷 | 鳥取市国府町宮下1040 | 在宅支援はうす和みの郷 | 鳥取市国府町宮下1040 | 介護予防通所介護 | 平成22年3月1日 |
| 株式会社ノーブルライフ | 西伯郡大山町赤松2458-107 | デイサービスセンターあかまつ米子 | 米子市東福原8-21-24 | 〃 | 平成22年3月8日 |

| | | | | | |
|-------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------------|
| 有限会社ピースフルケア | 大阪府寝屋川市 木田町12-2 | ピースフルケア倉 吉 | 倉吉市見日町 600 | 介護予防訪 問介護 | 平成 22 年 4 月 1 日 |
|-------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------------|

鳥取県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を平成22年4月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を平成22年4月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第238号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成22年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 廃止年月日 | 住所 | 名称 |
|------------------|---------------|----------------|
| 平成 22 年 3 月 31 日 | 鳥取市東町一丁目 220 | 鳥取県計量協会 |
| 〃 | 鳥取市栄町 217 | 日本貸金業協会鳥取県支部 |
| 〃 | 鳥取市国府町宮下 1130 | 有限会社ユニバース・ドリーム |

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成22年4月13日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類及び日時

| 試験の種類 | 日時 |
|--|--|
| 甲種危険物取扱者試験 | 平成 22 年 6 月 20 日（日）午前 10 時 00 分から |
| 乙種危険物取扱者試験 （乙種第4類受験者の受験時間（午前又は午後）は、 | 平成 22 年 6 月 20 日（日）午前 10 時 00 分から （乙種第1・2・3・4・5・6類） |

| | |
|--------------|---|
| 当センターが指定する。) | 平成 22 年 6 月 20 日 (日) 午後 1 時 45 分から (乙種第 4 類) |
| 丙種危険物取扱者試験 | 平成 22 年 6 月 20 日 (日) 午前 10 時 00 分から |

2 試験の場所

鳥取市尚徳町 101-5 とりぎん文化会館
 倉吉市駄経寺町 212-5 鳥取県立倉吉未来中心
 米子市古豊千 520 米子職業能力開発促進センター

3 受験願書の受付期間

平成 22 年 4 月 19 日 (月) から 5 月 6 日 (木) まで (郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限
 り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 8 階
 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては 5,000 円、乙種危険物取扱者試験にあつては 3,400 円、丙
 種危険物取扱者試験にあつては 2,700 円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及
 び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (電話 0857-26-8389) に照会する
 こと。
- (3) 受験の手続は、インターネットの財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp>) から
 も行えるものとし、受付期間は、平成 22 年 4 月 16 日 (金) 午前 9 時から同年 5 月 3 日 (月) 午後 5 時までとする。
- (4) インターネットによる受験の手続に関することは、財団法人消防試験研究センター電子申請室 (電話
 0570-07-1000) に照会すること。